

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

財産活用課

【訓令】

○ 岡山県職員服務規程の一部改正
（県例規集登載）

人事課

【告示】

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○

農産課

○

農産課

○

農産課

○

農産課

○

農産課

○

農産課

○

農産課

○ 肥料の登録の失効
○ 公共測量の終了
○ 道路の位置の指定
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃
監理課
建築指導課

◎岡山県規則第二十八号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「岡山県備前県民局旭川ダム統合管理事務所」の下に「岡山県備前県民局高梁川ダム統合管理事務所河本ダム管理事務所」を、「岡山県農林水産総合センター農業大学校」の下に「岡山県岡山空港管理事務所」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員服務規程(昭和三十六年岡山県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三条の二の見出し中「育児又は介護を行う」を削り、同条中「職員が育児又は介護を行うためのものとして」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和七年三月十一日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

石倉 孝訓

肢体不自由

医療法人緑十字会 笠岡中央病院

笠岡市笠岡五一〇二―一四

青江 啓介

呼吸器

医療法人緑十字会 笠岡中央病院

笠岡市笠岡五一〇二―一四

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

小野 泰生

肢体不自由、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸

医療法人緑十字会 笠岡中央病院

笠岡市笠岡五一〇二―一四

深田 耕史

肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸

地方独立行政法人玉野医療センター
まの病院
玉野市宇野二―一―二〇

三宅 三喜男

肢体不自由、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸

地方独立行政法人玉野医療センター
野三井病院
玉野市玉三―二―一

西厚 生

肢体不自由、心臓

西医院

高梁市中之町二一

小谷 重光

肢体不自由、心臓、呼吸器、じん臓

小谷医院

和气郡和气町和气四八〇

小林 史朗

肢体不自由、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸

小林外科内科医院

和气郡和气町和气五〇九

◎岡山県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除予定保安林の所在場所
井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の二五、四八三一の二七
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
井原市美星町黒忠字鎌ノ畔三九の二二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
道 一般国	四三〇号	玉野市玉三丁目一〇〇番一地从先から玉野市玉三丁目一番八地先まで	令和七年三月二十五日

〔一〇四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇番地八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 氏名 久保 良一

住所 津山市堺町七

ウ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九―二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

エ ほか四者（届出書に記載のとおり）

(変更後)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

イ 名称 有限会社谷本生花店

住所 真庭市落合垂水四二六―一

代表者の氏名 代表取締役 谷本 孝正

ウ 株式会社しまむら

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二―一
代表者の氏名 代表取締役 高橋維一郎
エ 退店のため削除

4 変更年月日

平成十八年十二月三十一日ほか

二 届出年月日

令和七年三月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

〔一〇五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マルイアルティ店

所在地 真庭市久世字若王神二四一五番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 (仮称) マルイ久世アルティ店

(変更後) 名称 マルイアルティ店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ その他(未定)

(変更後)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

イ ほか九者(届出書に記載のとおり)

4 変更年月日

平成二十二年八月六日ほか

二 届出年月日

令和七年三月十一日

三 縦覧の期間及び場所

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

- 1 縦覧の期間
令和7年3月25日から同年7月25日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

〔一〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ勝山店

所在地 真庭市勝山町三田一四九―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 有限会社バツカス

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

イ 名称 株式会社バツカス

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 三村 弘光

4 変更年月日

平成十六年三月五日ほか

二 届出年月日

令和七年三月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和7年3月25日から同年7月25日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九―四

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

ウ 名称 株式会社ワッツ西日本販売

住所 大阪府大阪市中央区城見一丁目四―七〇

代表者の氏名 代表取締役 山野 博幸

(変更後)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

イ 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二―一

代表者の氏名 代表取締役 高橋維一郎

ウ 名称 株式会社ワッツ西日本販売

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

住所 大阪府大阪市中央区城見一丁目四―七〇
代表者の氏名 代表取締役 林田 邦博

4 変更年月日

令和三年一月二十四日ほか

二 届出年月日

令和七年三月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年三月二十五日から同年七月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ高野店

所在地 津山市高野山西四三七番一―ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後)

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 株式会社バツカス

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 辰男

(変更後)

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

イ 退店のため削除

4 変更年月日

平成二十四年三月十七日ほか

二 届出年月日

令和七年三月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年三月二十五日から同年七月二十五日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

〔一〇九〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一一九四号	なたね油かす及びその粉末	なたね油粕ベレット	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	該当なし	ジャパンアグリパワー株式会社 岡山県岡山市北区万成東町一二番二七号	令和六年五月十四日
岡山県 第一一九五号	魚かす粉末	魚粕粉末86号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	令和六年五月二十日
岡山県 第一一九六号	副産石灰肥料	粒状カキガラ副産石灰	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本バイオ化学工業有限公司 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	令和六年六月三日
岡山県 第一一九七号	菌体りん酸肥料	土壌源	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	令和六年六月二十四日

岡山県 第一一九八号
菌体りん酸肥料
西日本オーガニック2号
窒素全量 りん酸全量 三・〇 四・〇
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
西日本オーガニック株式会社 岡山県加賀郡吉備中央町吉川二二二八番地六二
令和七年一月二十日

〔一〇〕 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第九一二号	炭酸カルシウム 肥料	土壌灌注用石灰質肥料	アルカリ分 五三・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	白石カルシウム株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七 号	令和六年六月十二日
岡山県 第九五五号	魚かす粉末	魚粕粉末2号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	該当なし	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	令和六年三月十一日
岡山県 第九五六号	なたね油かす及 びその粉末	5・3 菜種油粕粉末2 号	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	該当なし	日清オイリオグループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号	令和六年三月四日
岡山県 第一一六八 号	化成肥料	くみあい有機入り66	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇 内く溶性りん酸 加里全量 五・〇 内く溶性加里 六・〇 内水溶性加里 五・〇 く溶性苦土 一・五	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	エムシー・ファーマティコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地	令和六年十月二十四日

岡山県 第一八一号
副産肥料
日食焼成灰R3
く溶性りん酸 一九・〇 内水溶性りん酸 一・五 く溶性加里 一四・〇 内水溶性加里 三・〇 く溶性苦土 八・〇
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
日本食品化工株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
令和六年十一月二十五日

令和7年3月25日 岡山県公報 第12687号

〔一一一〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
 令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後
岡山県 第九五五号	魚かす粉末	魚粕粉末2号	生産業者の住所	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号
岡山県 第一四五号	混合有機質肥料	サージンS	生産業者の住所	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号
岡山県 第一四九号	混合有機質肥料	天空のしずく	生産業者の住所	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号
岡山県 第一六一号	混合有機質肥料	新サージンEX	生産業者の住所	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号
岡山県 第一九一号	副産肥料	コーンアッシュⅢ	生産業者の住所	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号
岡山県 第九七七号	とうもろこし浸漬液肥料	日食CSLM	生産業者の住所	東京都千代田区丸の内二丁目六番五号	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
岡山県 第一一八一号	副産肥料	日食焼成灰R3	生産業者の住所	東京都千代田区丸の内二丁目六番五号	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

〔一一二〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
 令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一一六五号	肥料の種類	混合有機質肥料	肥料の名称	混合有機質肥料9号B	保証成分量(%)	窒素全量 二・八 りん酸全量 三・二 加里全量 一・九	その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町七番一六号	失効年月日	令和六年三月二十二日
	岡山県 第一一九〇号		混合有機質肥料		土壌元		窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり		日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号		令和六年七月三十一日

〔一一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市一色地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年三月十日	終了年月日

〔一一四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一三一号 令和七年三月十四 日	井原市上出部町字原三〇番一	五・〇〇	一六・二五
		五・〇〇	三八・五〇

〔一一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口郡里庄町大字里見字長通り四二六三番六、四二六五番、四二六六番一、四二六七番一三、四二六八番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

愛媛県松山市南江戸四丁目三番二七号

株式会社レディ薬局

代表取締役 三橋 信也

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月十一日岡山県指令建指第一六七号